

## ●香川県選挙管理委員会告示第2号

香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤本邦人

### 香川県選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程

香川県選挙管理委員会運営規程（平成20年香川県選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。</u></p>	<p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。</p>
<p>(委員長職務代理者)</p> <p>第4条 法第187条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）が指定されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。</u></p>	<p>(委員長職務代理者)</p> <p>第4条 法第187条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）が指定されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。</p>

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。